

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第36期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉 本 康 雄

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 藤 澤 貴 之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 澤 村 英 雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社 みちのく銀行 盛岡支店
(岩手県盛岡市大通一丁目3番4号)
株式会社 みちのく銀行 大館支店
(秋田県大館市字大館92番地)
株式会社 みちのく銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号)

(注) 盛岡支店、大館支店、東京支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	23,328	24,535	25,656	47,562	51,537
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△21,708	2,486	2,482	△ 19,965	4,959
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△16,540	2,038	285	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△ 14,053	3,695
連結純資産額	百万円	76,796	80,099	85,665	79,837	81,941
連結総資産額	百万円	1,867,396	1,919,901	1,890,851	1,898,480	1,857,565
1株当たり純資産額	円	497.03	518.65	501.48	516.80	530.67
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純 損失)	円	△107.04	13.20	1.84	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純 損失)	円	—	—	—	△ 90.95	23.93
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	4.2	4.1	—	4.4
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.85	11.52	13.11	11.44	12.67
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,075	37,369	5,296	△ 28,536	62,598
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,012	△ 42,038	△ 7,575	△ 15,988	△ 77,863
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△409	△ 2,399	7,285	11,510	△ 6,797
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	59,247	43,682	33,803	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	50,562	28,599
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,495 [877]	1,527 [910]	1,571 [922]	1,465 [881]	1,481 [907]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 4 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	22,289	23,461	24,773	45,656	50,507
経常利益(△は経常損失)	百万円	△21,833	2,132	2,705	△20,271	5,696
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△16,533	1,847	645	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△14,190	4,813
資本金	百万円	24,167	24,167	24,167	24,167	24,167
発行済株式総数	千株	155,895	155,895	155,895	155,895	155,895
純資産額	百万円	75,861	78,167	76,834	78,093	81,291
総資産額	百万円	1,855,719	1,912,049	1,890,091	1,888,936	1,859,604
預金残高	百万円	1,725,297	1,758,763	1,737,297	1,749,005	1,719,250
貸出金残高	百万円	1,226,571	1,233,920	1,220,936	1,241,719	1,213,671
有価証券残高	百万円	424,143	442,510	499,582	432,575	501,828
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	3.00	5.00	7.00
自己資本比率	%	—	4.1	4.1	—	4.4
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.84	11.34	12.98	11.33	12.54
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,108 [722]	1,161 [759]	1,221 [770]	1,099 [729]	1,128 [757]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 中間連結財務諸表を作成しているため、当行の「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益額」、「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益額」の記載を省略しております。

3 第35期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち2円は統合30周年記念配当であります。

4 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、優先出資証券の発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立いたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等(人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) Michinoku Preferred Capital Cayman Limited	英領 西インド諸島 グランド・ ケイマン	8,300	優先出資証券の発行、当行への劣後ローン供与、及びその他これらに付随する業務	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(注) 上記関係会社は、特定子会社に該当します。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	国内	海外	合計
従業員数(人)	1,492 [920]	79 [2]	1,571 [922]

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人及び海外の現地採用者を含み、嘱託653人及び臨時従業員268人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,221 [770]
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員7人及び海外の現地採用者を含み、嘱託569人及び臨時従業員198人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合とみちのく銀行従業員組合があり、組合員数はそれぞれ887人、1人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当期のわが国経済は、輸出の増加などにより企業収益が高水準で推移し、設備投資も増加傾向にあり、雇用者所得も緩やかな増加を続けている中で、個人消費は底堅く推移しています。また、住宅投資は前年を下回る動きとなっているものの、内外需要の増加が続き、景気は緩やかに拡大しています。一方、米国サブプライムローンに関連してわが国の市場に波紋が広がっている状況にもあります。

当行の主要営業基盤である青森県経済は、個人消費については薄型テレビや高付加価値商品を中心とした白物家電販売が堅調に推移し、設備投資については一部の製造業において能力増強対応投資などを積み増す動きがみられるなど、生産活動を中心に持ち直しの動きもみられました。しかしながら、多くの県内企業が原材料価格の高騰などによる先行きへの懸念などから、設備投資は依然消極的であり、雇用面の低迷による賃金の伸び悩みから個人消費の回復も弱い状況にあり、全体として足踏み状態が続いているのが現状です。また、住宅着工件数については、景気回復の遅れや建築基準法改正による建築確認の遅れなどから、総着工件数では前年を大幅に下回っております。東北新幹線開通を平成22年度にひかえ、本県の財産である観光資源を有効に活用しつつ、経済波及効果の大きい産業の積極的な育成や、産学官金連携による産業創造により経済の裾野を広げていくことが、引続き地域経済の活性化に繋がるものと期待されております。

このような経済環境のなか、当行は第一次中期経営計画（平成18年4月から平成21年3月までの3ヶ年）の中間の年にあたり、中期経営計画に掲げる「地域最優の銀行」の実現に向け、「収益力の強化」、「経営効率化」、「資産内容の健全化」、「人材育成とCSR活動」に取り組みました結果、当行グループの業績は次のとおりとなりました。

連結経常収益は、貸出金利息や有価証券の売却益等が増加したことなどから、前年同期比11億円増加の256億円となりました。一方、連結経常費用は、預金利息や役員費用の増加等から前年同期比11億円増加の231億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年同期比横這いの24億82百万円となりました。また、連結中間純利益は、特別損失として財団法人みちのく・ふるさと貢献基金の出捐10億円を計上したこと等により、前年同期比17億円減少の2億85百万円となりました。

・主要勘定の状況（単体）

預金は、前年度末比180億円増加して1兆7,372億円となりました。このうち、個人預金は34億円増加して1兆3,335億円となりました。また、お客さまの多様な資産運用ニーズにお応えすべく活動を行った結果、投資信託、公共債、年金保険の預かり資産残高は、前年度末比124億円増加して1,187億円となったことから、個人預金・預かり資産は前年度末比158億円増加の1兆4,522億円となりました。貸出金は、法人等向け一般貸出が増加し、前年度末比73億円増加して1兆2,209億円となりました。このうち住宅ローンは、住宅着工件数が低迷したことなどから、前年度末比31億円減少の3,558億円となりました。有価証券は、市場の動向に留意しながら、資金利益の安定的確保を目指して分散投資を行いました結果、前年度末比23億円減少して4,995億円となりました。なお、有価証券評価差額は37億円の評価益となりました。

・キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、預金が増加したことなどにより営業活動において52億円増加し、有価証券の増加等により投資活動において75億円減少しました。また、期中においてケイマン特別目的会社による優先出資証券を発行したこと等により、財務活動においては72億円の増加となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計度末比52億円増加して338億円となりました。

・自己資本比率の状況

経営健全性の指標である自己資本比率は、連結ベースで13.11%、単体ベースで12.98%と、十分な健全性を確保しております。なお、当行では自己資本比率の算定にあたり、国際統一基準を適用しております。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、15,702百万円、役員取引等収支は1,370百万円、その他業務収支は52百万円となりました。このうち、「国内」の資金運用収支は15,342百万円、役員取引等収支は1,600百万円、その他業務収支は△16百万円となりました。

また、「海外」の資金運用収支は353百万円、役員取引等収支は60百万円、その他業務収支は69百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	16,410	422	△ 1	16,833
	当中間連結会計期間	15,342	353	△ 6	15,702
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	17,355	603	49	17,909
	当中間連結会計期間	17,841	410	68	18,183
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	931	181	50	1,062
	当中間連結会計期間	2,472	57	75	2,454
役員取引等収支	前中間連結会計期間	1,911	40	306	1,645
	当中間連結会計期間	1,600	60	290	1,370
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	3,864	47	571	3,340
	当中間連結会計期間	3,837	63	573	3,327
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,952	7	264	1,694
	当中間連結会計期間	2,237	2	282	1,957
その他業務収支	前中間連結会計期間	279	39	—	319
	当中間連結会計期間	△ 16	69	—	52
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	553	52	—	605
	当中間連結会計期間	169	103	—	273
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	273	12	—	286
	当中間連結会計期間	186	34	—	220

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する子会社(以下「国内子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」という。)であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間27百万円)を控除して表示しております。

4 親子会社間の内部取引については、全て相殺消去しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定におきましては、平均残高は1,779,254百万円、資金運用利息は18,177百万円、資金運用利回りは2.03%となりました。このうち、「国内」の平均残高は1,783,369百万円、資金運用利息は17,841百万円、資金運用利回りは1.99%となりました。また、「海外」の平均残高は12,562百万円、資金運用利息は404百万円、資金運用利回りは6.42%となりました。

当中間連結会計期間の資金調達勘定におきましては、平均残高は1,708,671百万円、資金調達利息は2,454百万円、資金調達利回りは0.28%となりました。このうち、「国内」の平均残高は1,714,898百万円、資金調達利息は2,472百万円、資金調達利回りは0.28%となりました。また、「海外」の平均残高は6,991百万円、資金調達利息は57百万円、資金調達利回りは1.62%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,755,993	17,355	1.97
	当中間連結会計期間	1,783,369	17,841	1.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,227,636	14,161	2.30
	当中間連結会計期間	1,193,275	14,762	2.46
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	94	0	0.30
	当中間連結会計期間	176	0	0.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	426,565	3,010	1.40
	当中間連結会計期間	502,725	2,772	1.10
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	88,626	94	0.21
	当中間連結会計期間	69,799	201	0.57
うち預け金	前中間連結会計期間	8,458	57	1.35
	当中間連結会計期間	10,343	57	1.10
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,714,113	931	0.10
	当中間連結会計期間	1,714,898	2,472	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	1,713,833	638	0.07
	当中間連結会計期間	1,709,772	2,242	0.26
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,100	56	5.38
	当中間連結会計期間	1,654	45	5.54
うち借入金	前中間連結会計期間	12,543	126	2.01
	当中間連結会計期間	8,252	78	1.90

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間27百万円）を控除して表示しております。
- 3 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	18,090	603	6.64
	当中間連結会計期間	12,562	404	6.42
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,174	132	6.35
	当中間連結会計期間	4,026	114	5.65
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	11,214	390	6.93
	当中間連結会計期間	4,149	179	8.63
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,806	45	4.97
	当中間連結会計期間	1,692	35	4.18
うち預け金	前中間連結会計期間	894	35	7.80
	当中間連結会計期間	2,694	75	5.59
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,506	181	3.44
	当中間連結会計期間	6,991	57	1.62
うち預金	前中間連結会計期間	9,118	144	3.15
	当中間連結会計期間	6,991	57	1.62
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 海外子会社の平均残高については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外子会社であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,774,084	13,082	1,761,001	17,958	49	17,909	2.02
	当中間連結会計期間	1,795,932	16,677	1,779,254	18,246	68	18,177	2.03
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,231,811	390	1,231,421	14,294	1	14,293	2.31
	当中間連結会計期間	1,197,302	1,535	1,195,766	14,876	6	14,870	2.48
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	94	—	94	0	—	0	0.30
	当中間連結会計期間	176	—	176	0	—	0	0.55
うち有価証券	前中間連結会計期間	437,780	9,836	427,943	3,400	1	3,399	1.58
	当中間連結会計期間	506,875	11,874	495,000	2,951	0	2,951	1.18
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	90,433	—	90,433	139	—	139	0.30
	当中間連結会計期間	71,491	—	71,491	236	—	236	0.66
うち預け金	前中間連結会計期間	9,353	2,687	6,665	92	47	45	1.36
	当中間連結会計期間	13,037	2,959	10,078	132	56	76	1.51
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,724,620	9,821	1,714,798	1,112	50	1,062	0.12
	当中間連結会計期間	1,721,889	13,217	1,708,671	2,529	75	2,454	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	1,722,952	8,104	1,714,847	782	49	732	0.08
	当中間連結会計期間	1,716,763	10,000	1,706,763	2,299	60	2,238	0.26
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	2,100	—	2,100	56	—	56	5.38
	当中間連結会計期間	1,654	—	1,654	45	—	45	5.54
うち借入金	前中間連結会計期間	12,543	1,715	10,827	126	1	125	2.31
	当中間連結会計期間	8,252	2,909	5,343	78	6	72	2.71

(注) 1 資金調達勘定の利息は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間27百万円）を控除して表示しております。

2 親子会社間の内部取引については、全て相殺消去しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は3,327百万円となりました。このうち、「国内」の役務取引等収益は3,837百万円、「海外」の役務取引等収益は63百万円となりました。

当中間連結会計期間の役務取引等費用は1,957百万円となりました。このうち、「国内」の役務取引等費用は2,237百万円、「海外」の役務取引等費用は2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,864	47	571	3,340
	当中間連結会計期間	3,837	63	573	3,327
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	678	—	—	678
	当中間連結会計期間	618	—	—	618
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,060	43	0	1,103
	当中間連結会計期間	1,028	53	0	1,081
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	15	—	—	15
	当中間連結会計期間	10	—	—	10
うち代理業務	前中間連結会計期間	445	—	—	445
	当中間連結会計期間	484	—	—	484
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	28	—	—	28
	当中間連結会計期間	13	—	—	13
うち保証業務	前中間連結会計期間	358	—	30	327
	当中間連結会計期間	383	—	71	312
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,952	7	264	1,694
	当中間連結会計期間	2,237	2	282	1,957
うち為替業務	前中間連結会計期間	213	2	—	216
	当中間連結会計期間	220	2	0	223

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。
2 「海外」とは、海外子会社であります。
3 親子会社間の内部取引については、全て相殺消去しております。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,758,763	9,248	8,004	1,760,007
	当中間連結会計期間	1,737,297	9,253	9,931	1,736,619
うち流動性預金	前中間連結会計期間	780,294	—	2,240	778,053
	当中間連結会計期間	758,264	—	4,052	754,212
うち定期性預金	前中間連結会計期間	970,518	—	3,415	967,102
	当中間連結会計期間	965,178	—	3,200	961,978
うちその他	前中間連結会計期間	7,951	9,248	2,348	14,850
	当中間連結会計期間	13,854	9,253	2,679	20,428
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,758,763	9,248	8,004	1,760,007
	当中間連結会計期間	1,737,297	9,253	9,931	1,736,619

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。
2 「海外」とは、海外子会社であります。
3 ①流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
②定期性預金＝定期預金
4 親子会社間の預金取引については、全て相殺消去しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,235,203	100.00	1,222,672	100.00
製造業	64,410	5.21	64,734	5.29
農業	14,869	1.20	15,712	1.28
林業	1,274	0.10	1,014	0.08
漁業	1,258	0.10	1,131	0.09
鉱業	1,110	0.08	1,117	0.09
建設業	67,245	5.44	67,098	5.48
電気・ガス・熱供給・水道業	5,386	0.43	7,105	0.58
情報通信業	3,317	0.26	3,210	0.26
運輸業	28,001	2.26	28,810	2.35
卸売・小売業	133,473	10.80	121,263	9.91
金融・保険業	101,608	8.22	86,748	7.09
不動産業	107,356	8.69	118,818	9.71
各種サービス業	200,949	16.26	205,504	16.80
地方公共団体	81,636	6.60	92,568	7.57
その他	423,304	34.27	407,834	33.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,223	100.00	2,329	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	963	22.80	—	—
その他	3,260	77.19	2,329	100.00
合計	1,239,426	—	1,225,002	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

2 「海外」とは、海外子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項なし。

(6) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	170,596	—	—	170,596
	当中間連結会計期間	238,751	—	—	238,751
地方債	前中間連結会計期間	72,257	—	—	72,257
	当中間連結会計期間	79,139	—	—	79,139
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	14,989	—	—	14,989
社債	前中間連結会計期間	121,977	—	—	121,977
	当中間連結会計期間	108,212	—	—	108,212
株式	前中間連結会計期間	43,939	—	710	43,228
	当中間連結会計期間	35,112	—	2,686	32,426
その他の証券	前中間連結会計期間	34,758	9,787	7,612	36,934
	当中間連結会計期間	24,395	4,063	7,912	20,547
合計	前中間連結会計期間	443,528	9,787	8,322	444,993
	当中間連結会計期間	500,600	4,063	10,598	494,065

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	17,727	16,070	△ 1,656
経費(除く臨時処理分)	13,167	13,111	△ 55
人件費	5,810	6,079	268
物件費	6,629	6,368	△ 260
税金	727	663	△ 63
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,559	2,958	△ 1,600
一般貸倒引当金繰入額	444	1,038	593
業務純益	4,115	1,920	△ 2,194
うち債券関係損益	219	△ 172	△ 391
臨時損益	△ 1,982	785	2,768
株式関係損益	△ 295	3,194	3,489
不良債権処理損失	1,480	1,601	121
貸出金償却	847	314	△ 533
個別貸倒引当金繰入額	631	1,139	508
債権売却損	0	147	146
その他臨時損益	△ 207	△ 806	△ 599
経常利益	2,132	2,705	573
特別損益	△ 505	△ 1,670	△ 1,165
うち固定資産処分損益	△ 25	△ 112	△ 87
うち減損損失	541	273	△ 267
税引前中間純利益	1,626	1,035	△ 591
法人税、住民税及び事業税	17	17	-
法人税等調整額	△ 238	372	610
中間純利益	1,847	645	△ 1,202

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.96	1.99	0.03
(イ)貸出金利回	2.30	2.46	0.16
(ロ)有価証券利回	1.45	1.12	△ 0.33
(2) 資金調達原価 ②	1.60	1.77	0.17
(イ)預金等利回	0.07	0.25	0.18
(ロ)外部負債利回	2.31	2.23	△ 0.08
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.36	0.22	△ 0.14

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.22	7.61	△ 3.61
業務純益ベース	10.13	4.94	△ 5.19
中間純利益ベース	4.55	1.66	△ 2.89

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,758,763	1,737,297	△ 21,466
預金(平残)	1,713,833	1,709,772	△ 4,060
貸出金(末残)	1,233,920	1,220,936	△ 12,984
貸出金(平残)	1,226,087	1,193,275	△ 32,811

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,331,089	1,333,520	2,431
法人	344,992	320,650	△ 24,341
合計	1,676,081	1,654,170	△ 21,910

(注) 特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	431,012	422,148	△ 8,864
住宅ローン残高	359,583	355,827	△ 3,756
その他ローン残高	71,429	66,321	△ 5,108

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	937,590	890,908	△ 46,682
総貸出金残高	②	百万円	1,233,920	1,220,936	△ 12,984
中小企業等貸出金比率	①/②	%	75.98	72.96	△ 3.02
中小企業等貸出先件数	③	件	171,162	161,417	△ 9,745
総貸出先件数	④	件	171,361	161,662	△ 9,699
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.88	99.84	△ 0.04

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	2,198	16,698	1,946	15,127
計	2,198	16,698	1,946	15,127

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	24,167
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,775	19,775
	利益剰余金	29,606	30,303
	自己株式(△)	928	637
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	387	464
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	817	1,234
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	8,003
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	8,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
計 (A)	73,051	82,382	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	8,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	4,709	1,699
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	745	641
	一般貸倒引当金	11,935	10,943
	負債性資本調達手段等	20,300	19,700
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	20,300	19,700
	計	37,691	32,984
うち自己資本への算入額 (B)	37,691	32,984	
控除項目	控除項目(注4) (C)	651	515
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	110,091	114,852
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	938,265	789,424
	オフ・バランス取引等項目	16,586	17,598
	信用リスク・アセットの額 (E)	954,852	807,022
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	68,441
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,475
計 (E) + (F) (H)	954,852	875,464	
連結自己資本比率(国際統一基準) = D / H × 100 (%)	11.52	13.11	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)	—	9.41	

- (注) 1 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,167	24,167
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,775	19,775
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	4,392	4,392
	その他利益剰余金	23,840	26,315
	その他	—	8,003
	自己株式(△)	598	623
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	387	464
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	計 (A)	71,189	81,566
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	8,000	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	4,669	1,693
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	745	641
	一般貸倒引当金	11,933	10,990
	負債性資本調達手段等	20,300	19,700
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	20,300	19,700
	計	37,648	33,025
うち自己資本への算入額 (B)	37,648	33,025	
控除項目	控除項目(注4) (C)	577	465
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	108,261	114,126
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	938,070	795,302
	オフ・バランス取引等項目	16,586	17,598
	信用リスク・アセットの額 (E)	954,656	812,900
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	66,311
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,304
計 ((E) + (F)) (注5) (H)	954,656	879,212	
単体自己資本比率(国際統一基準) = D / H × 100 (%)		11.34	12.98
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		—	9.27

- (注) 1 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国際統一基準）及び単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成30年1月の配当支払日以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部（一部は不可）を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間（平成30年の配当支払日まで）は固定配当。ただし、平成30年1月の配当支払日以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	80億円（1口あたり10,000,000円）
発行日	平成19年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成20年1月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とし、直後の営業日が翌月となる場合には直前の営業日とする。
配当停止事由	以下の強制停止事由が発生した場合、配当支払日における配当は支払われず任意停止事由が発生した場合、当行は配当を停止することができる。 (1) 以下のいずれかの強制停止事由 ・ 当行につき、清算手続(会社法に基づく特別清算手続を含む。)が開始された場合、当行に対して破産手続開始の決定がなされた場合、若しくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合(清算事由) ・ 当行につき、会社更生法に基づく更生手続の開始決定、若しくは民事再生法に基づく再生手続の開始決定がなされた場合(更生事由) ・ 当行につき、債務を弁済期において弁済する能力がない場合、若しくは債務超過である場合(支払不能事由) ・ 監督当局が、当行が支払不能若しくは債務超過の状態にあること、若しくは当行を管理の対象とすることを宣言した場合(公的介入) (2) 以下のいずれかの任意停止事由 ・ 銀行関連規制にしたがって計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が最低水準を下回っており、かつかかる状態が継続している場合(監督事由) ・ 当行が直近に終了した事業年度について普通株式に対する配当を行わず、かつ行わないことを宣言した場合、また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配可能額制限の適用がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	ある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する。 但し、いずれの配当支払日においても、当該配当支払日に関して、強制停止事由が生じておらず、かつ有効な停止通知が交付されていないことを条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	214	194
危険債権	520	488
要管理債権	136	121
正常債権	11,660	11,619

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。なお、平成18年10月12日に締結した当行子会社 株式会社みちのく銀行（モスクワ）の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡契約については、半期報告書提出日現在において契約成立の条件である日本・ロシア関係当局の許認可等は満たされておりません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	155,895,263	155,895,263	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	155,895,263	155,895,263	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	155,895	—	24,167,992	—	19,775,406

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,643	8.10
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,316	7.25
みちのくリース株式会社	青森県青森市本町二丁目7番11号	3,935	2.52
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,757	2.41
ケーエフケーツー株式会社	青森県青森市古川一丁目21番12号	3,200	2.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,176	2.03
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	3,175	2.03
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,565	1.64
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,552	1.63
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,504	1.60
計	—	48,825	31.31

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,004,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 152,226,000	152,226	同上
単元未満株式	普通株式 2,665,263	—	同上
発行済株式総数	155,895,263	—	—
総株主の議決権	—	152,226	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、16,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が16個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田 一丁目3番1号	1,004,000	—	1,004,000	0.64
計	—	1,004,000	—	1,004,000	0.64

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	429	420	413	405	387	367
最低(円)	404	395	391	369	335	310

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	46,774	2.43	49,271	2.60	32,625	1.75
コールローン及び買入手形		118,585	6.17	59,552	3.14	65,588	3.53
買入金銭債権		3,908	0.20	8,251	0.43	4,130	0.22
商品有価証券		151	0.00	271	0.01	220	0.01
金銭の信託		30,001	1.56	19,729	1.04	20,011	1.07
有価証券	※1, 8, 15	444,993	23.17	494,065	26.12	496,787	26.74
貸出金	※2, 3, 4, 5 6, 7, 9	1,239,426	64.55	1,225,002	64.78	1,217,887	65.56
外国為替	※7	1,925	0.10	2,274	0.12	1,908	0.10
その他資産	※8	25,367	1.32	21,600	1.14	7,430	0.39
有形固定資産	※10, 11, 12	13,350	0.69	11,669	0.61	12,171	0.65
無形固定資産		1,490	0.07	1,397	0.07	1,495	0.08
繰延税金資産		17,105	0.89	18,688	0.98	16,562	0.89
支払承諾見返		16,698	0.86	15,127	0.80	15,675	0.84
貸倒引当金		△ 39,878	△ 2.07	△ 36,051	△ 1.90	△ 34,930	△ 1.88
資産の部合計		1,919,901	100.00	1,890,851	100.00	1,857,565	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,760,007	91.67	1,736,619	91.84	1,714,735	92.31
コールマネー及び売渡手形		2,027	0.10	1,512	0.07	1,605	0.08
売現先勘定	※8	367	0.01	—	—	—	—
借入金	※13	10,500	0.54	6,500	0.34	6,500	0.34
外国為替		90	0.00	55	0.00	46	0.00
社債	※14	15,000	0.78	15,000	0.79	15,000	0.80
その他負債		22,894	1.19	17,649	0.93	9,576	0.51
賞与引当金		1,219	0.06	1,303	0.06	1,235	0.06
退職給付引当金		9,710	0.50	9,953	0.52	9,920	0.53
役員退職慰労引当金		—	—	119	0.00	242	0.01
睡眠預金払戻引当金		—	—	358	0.01	—	—
繰延税金負債		21	0.00	3	0.00	7	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	1,264	0.06	984	0.05	1,078	0.05
支払承諾		16,698	0.86	15,127	0.80	15,675	0.84
負債の部合計		1,839,802	95.82	1,805,186	95.46	1,775,624	95.58
(純資産の部)							
資本金		24,167	1.25	24,167	1.27	24,167	1.30
資本剰余金		19,775	1.03	19,775	1.04	19,775	1.06
利益剰余金		29,606	1.54	30,303	1.60	30,766	1.65
自己株式		△ 928	△ 0.04	△ 637	△ 0.03	△ 937	△ 0.05
株主資本合計		72,621	3.78	73,609	3.89	73,772	3.97
その他有価証券評価差額金		6,267	0.32	2,376	0.12	6,764	0.36
土地再評価差額金	※10	393	0.02	440	0.02	501	0.02
為替換算調整勘定		817	0.04	1,234	0.06	903	0.04
評価・換算差額等合計		7,477	0.38	4,052	0.21	8,169	0.43
少数株主持分		—	—	8,003	0.42	—	—
純資産の部合計		80,099	4.17	85,665	4.53	81,941	4.41
負債及び純資産の部合計		1,919,901	100.00	1,890,851	100.00	1,857,565	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		24,535	100.00	25,656	100.00	51,537	100.00
資金運用収益		17,909		18,183		36,110	
(うち貸出金利息)		(14,293)		(14,870)		(29,030)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,399)		(2,952)		(6,530)	
役務取引等収益		3,340		3,327		6,728	
その他業務収益		605		273		2,974	
その他経常収益		2,680		3,871		5,723	
経常費用		22,049	89.86	23,173	90.32	46,577	90.37
資金調達費用		1,075		2,481		2,859	
(うち預金利息)		(732)		(2,238)		(2,213)	
役務取引等費用		1,694		1,957		3,734	
その他業務費用		286		220		1,404	
営業経費		14,187		14,079		28,450	
その他経常費用	※1	4,804		4,434		10,128	
経常利益		2,486	10.13	2,482	9.67	4,959	9.62
特別利益		62	0.25	202	0.78	240	0.46
特別損失	※2,3	619	2.52	1,898	7.39	1,478	2.86
税金等調整前中間(当期)純利益		1,928	7.85	787	3.06	3,722	7.22
法人税、住民税及び事業税		108	0.44	96	0.37	162	0.31
法人税等調整額		△ 219	△ 0.89	402	1.56	△ 135	△ 0.26
少数株主利益		—	—	3	0.01	—	—
中間(当期)純利益		2,038	8.30	285	1.11	3,695	7.16

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	27,946	△ 918	70,971
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△ 387		△ 387
中間純利益			2,038		2,038
自己株式の取得				△ 16	△ 16
自己株式の処分			△ 1	6	4
土地再評価差額金の取崩			10		10
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,659	△ 10	1,649
平成18年9月30日残高(百万円)	24,167	19,775	29,606	△ 928	72,621

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,793	403	668	8,865	79,837
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△ 387
中間純利益					2,038
自己株式の取得					△ 16
自己株式の処分					4
土地再評価差額金の取崩		△ 10		△ 10	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 1,526		149	△ 1,377	△ 1,377
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 1,526	△ 10	149	△ 1,387	262
平成18年9月30日残高(百万円)	6,267	393	817	7,477	80,099

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	30,766	△ 937	73,772
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△ 697		△ 697
中間純利益			285		285
自己株式の取得				△ 20	△ 20
自己株式の処分			△ 111	320	209
土地再評価差額金の取崩			60		60
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	-	-	△ 462	299	△ 162
平成19年9月30日残高(百万円)	24,167	19,775	30,303	△ 637	73,609

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	6,764	501	903	8,169	-	81,941
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△ 697
中間純利益						285
自己株式の取得						△ 20
自己株式の処分						209
土地再評価差額金の取崩		△ 60		△ 60		-
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 4,387		331	△ 4,056	8,003	3,946
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 4,387	△ 60	331	△ 4,117	8,003	3,723
平成19年9月30日残高(百万円)	2,376	440	1,234	4,052	8,003	85,665

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	27,946	△ 918	70,971
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△ 387		△ 387
剰余金の配当			△ 387		△ 387
当期純利益			3,695		3,695
自己株式の取得				△ 31	△ 31
自己株式の処分			△ 3	12	8
土地再評価差額金の取崩			△ 97		△ 97
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	2,819	△ 18	2,800
平成19年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	30,766	△ 937	73,772

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,793	403	668	8,865	79,837
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△ 387
剰余金の配当					△ 387
当期純利益					3,695
自己株式の取得					△ 31
自己株式の処分					8
土地再評価差額金の取崩		97		97	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 1,029		235	△ 794	△ 794
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△ 1,029	97	235	△ 696	2,104
平成19年3月31日残高(百万円)	6,764	501	903	8,169	81,941

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		1,928	787	3,722
減価償却費		590	608	1,230
減損損失		591	274	1,081
のれん償却額		524	—	524
持分法による投資損益(△)		9	57	31
貸倒引当金の増加額		△ 1,042	1,118	△ 5,999
賞与引当金の増加額		17	68	32
退職給付引当金の増加額		325	32	535
役員退職慰労引当金の増加額		—	△ 122	242
睡眠預金払戻引当金の増加額		—	358	—
資金運用収益		△ 17,909	△ 18,183	△ 36,110
資金調達費用		1,075	2,481	2,859
有価証券関係損益(△)		△ 1,429	△ 3,031	△ 4,711
金銭の信託の運用損益(△)		△ 404	271	△ 502
為替差損益(△)		△ 38	△ 39	△ 37
固定資産処分損益(△)		28	138	202
貸出金の純増(△)減		7,109	△ 6,983	28,914
預金の純増減(△)		8,818	21,362	△ 36,956
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		1,040	△ 11,145	297
コールローン等の純増(△)減		20,701	2,007	73,601
コールマネー等の純増減(△)		△ 1,197	△ 93	△ 1,987
外国為替(資産)の純増(△)減		△ 896	△ 261	△ 747
外国為替(負債)の純増減(△)		△ 22	6	△ 70
資金運用による収入		17,645	18,011	36,009
資金調達による支出		△ 926	△ 1,714	△ 2,028
その他		1,464	△ 914	2,155
小計		38,003	5,093	62,288
法人税等の還付額		—	288	753
法人税等の支払額		△ 634	△ 85	△ 443
営業活動による キャッシュ・フロー		37,369	5,296	62,598
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 50,949	△ 341,221	△ 243,703
有価証券の売却による収入		29,832	18,408	133,914
有価証券の償還による収入		9,354	315,777	52,355
金銭の信託の増加による支出		△ 30,000	—	△ 30,000
金銭の信託の減少による収入		—	—	10,491
有形固定資産の取得による支出		△ 275	△ 431	△ 521
有形固定資産の売却による収入		—	101	428
無形固定資産の取得による支出		—	△ 210	△ 829
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 42,038	△ 7,575	△ 77,863

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー 劣後特約付借入金の返済 による支出		△ 2,000	—	△ 6,000
少数株主からの払込によ る収入		—	8,000	—
配当金支払額		△ 387	△ 697	△ 774
自己株式の取得による支出		△ 16	△ 20	△ 31
自己株式の売却による収入		4	3	8
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 2,399	7,285	△ 6,797
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		187	197	99
V 現金及び現金同等物 の増加額		△ 6,880	5,203	△ 21,963
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		50,562	28,599	50,562
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	43,682	33,803	28,599

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサー ビスセンター 株式会社みちのくオフ イスサービス みち銀総合管理株式会 社 北日本財務(香港)有限 公司 株式会社みちのく銀行 (モスクワ) みちのく信用保証株式 会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社みちのくサー ビスセンター 株式会社みちのくオフ イスサービス みち銀総合管理株式会 社 北日本財務(香港)有限 公司 株式会社みちのく銀行 (モスクワ) みちのく信用保証株式 会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited なお、Michinoku Pre- ferred Capital Cayman Limitedは、設立により 当中間連結会計期間から 連結しております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 6社 会社名 株式会社みちのくサー ビスセンター 株式会社みちのくオフ イスサービス みち銀総合管理株式会 社 北日本財務(香港)有限 公司 株式会社みちのく銀行 (モスクワ) みちのく信用保証株式 会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 みちのくカード株式会 社 みちのくキャピタル株	(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 みちのくカード株式会 社 みちのくキャピタル株	(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 みちのくカード株式会 社 みちのくキャピタル株

	株式会社	株式会社	株式会社
	(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 4社	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 5社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 4社
	(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(2) 同左	(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同左	(ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 (追加情報) 連結子会社に関するのれん524百万円につきましては、従来、5年均等償却を行っていましたが、超過収益力等の減少により、当中間連結会計期間に一括償却し「その他経常費用」に含めて表示しております。</p>	<p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,162百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,132百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,752百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用としておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>したがって、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は30百万円、税金等調整前中間純利益は212百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、当連結会計年度の期首に計上すべき過年度相当額182百万円については特別損失に計上し、当連結会計年度の発生額59百万円は営業経費に計上しております。その結果、従来の方法と比較して、経常利益は59百万円減少し、税金等調整前当期純利益は242百万円減少しております。</p> <p>なお、「役員賞与に関する会計基準」及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」が当下半期に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ経常利益は30百万円、税金等調整前中間純利益は212百万円多く計上されております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金（以下「睡眠預金」という。）について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>睡眠預金払戻は、従来支出時の費用として計上していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率に基づく将来の払戻損失見込額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、当中間連結会計期間の期首に計上すべき244百万円については特別損失に計上しております。その結果、従来の方法と比較してその他経常費用は114百万円、特別損失は244百万円それぞれ増加し、経常利益は114百万円、税金等調整前中間純利益は358百万円それぞれ減少しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(11) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p> <p>(11) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(11) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は80,099百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は81,941百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(睡眠預金の利益計上基準)</p> <p>一定期間取引が無い預金(以下「睡眠預金」という。)については、負債計上を中止し、当期の利益として計上しております。利益計上につきましては、従来、10年間取引が無い睡眠預金を対象としておりましたが、当中間連結会計期間より預金口座の不正利用防止及びシステム負荷の軽減等のため、流動性預金に関しては5年間取引が無い睡眠預金を対象とすることに変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法に比べ、その他経常収益及び税金等調整前中間純利益は334百万円増加しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等を一部改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(2)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1)「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式19百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,812百万円、延滞債権額は67,595百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は73百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,474百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,956百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,844百万円、延滞債権額は62,822百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,507百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,174百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,409百万円、延滞債権額は64,229百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,991百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84,631百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																				
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,796百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,622百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,216百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>367百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,092百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち、保証金は584百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,297百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が220,297百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	有価証券	1,622百万円	現金	31百万円	預金	1,216百万円	売現先勘定	367百万円	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、18,926百万円です。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,573百万円です。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,172百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>32百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,508百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券78,903百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち、保証金は493百万円です。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、221,445百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が215,922百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	有価証券	1,172百万円	現金	32百万円	預金	1,508百万円	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,408百万円です。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,172百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,184百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券79,224百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち、保証金は573百万円です。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、253,053百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が250,457百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p>	有価証券	1,172百万円	現金	31百万円	預金	1,184百万円
有価証券	1,622百万円																					
現金	31百万円																					
預金	1,216百万円																					
売現先勘定	367百万円																					
有価証券	1,172百万円																					
現金	32百万円																					
預金	1,508百万円																					
有価証券	1,172百万円																					
現金	31百万円																					
預金	1,184百万円																					

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,812百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,770百万円</p> <p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,500百万円であります。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,569百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,609百万円</p> <p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,500百万円であります。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。</p>	<p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額 2,124百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 13,532百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,727百万円</p> <p>※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,500百万円であります。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,870百万円です。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,970百万円です。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却847百万円、貸倒引当金繰入額2,279百万円及び株式等償却454百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額591百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却314百万円、貸倒引当金繰入額2,801百万円及び株式等償却78百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別損失には、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐1,011百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額244百万円及びリース資産解約費用218百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額274百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、債権売却損3,769百万円、貸出金償却2,087百万円及び株式等償却591百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額であります。</p> <p>※3 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,081百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用店舗 13か所</td> <td>土地建物</td> <td>290百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用店舗 1か所</td> <td>土地建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物動産</td> <td>300百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用店舗 13か所	土地建物	290百万円	青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円	—	遊休資産	土地建物動産	300百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用店舗 11か所</td> <td>土地建物</td> <td>205百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用店舗 4か所</td> <td>土地建物</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物動産</td> <td>5百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	205百万円	青森県外	営業用店舗 4か所	土地建物	63百万円	—	遊休資産	土地建物動産	5百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県内</td> <td>営業用店舗 15か所</td> <td>土地建物</td> <td>364百万円</td> </tr> <tr> <td>青森県外</td> <td>営業用店舗 1か所</td> <td>土地建物</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>遊休資産</td> <td>土地建物動産</td> <td>716百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	青森県内	営業用店舗 15か所	土地建物	364百万円	青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円	—	遊休資産	土地建物動産	716百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																															
青森県内	営業用店舗 13か所	土地建物	290百万円																																															
青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円																																															
—	遊休資産	土地建物動産	300百万円																																															
地域	主な用途	種類	減損損失																																															
青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	205百万円																																															
青森県外	営業用店舗 4か所	土地建物	63百万円																																															
—	遊休資産	土地建物動産	5百万円																																															
地域	主な用途	種類	減損損失																																															
青森県内	営業用店舗 15か所	土地建物	364百万円																																															
青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円																																															
—	遊休資産	土地建物動産	716百万円																																															
<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は第三者による不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。</p> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>																																																

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	—	—	155,895	
種類株式	—	—	—	—	
合計	155,895	—	—	155,895	
自己株式					
普通株式	1,434	33	9	1,458	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,434	33	9	1,458	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	387	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	387	利益剰余金	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

[次へ](#)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	—	—	155,895	
種類株式	—	—	—	—	
合計	155,895	—	—	155,895	
自己株式					
普通株式	1,483	54	508	1,029	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,483	54	508	1,029	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	697	4.5	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(注) 1株当たり配当金額のうち2円は、統合30周年記念配当であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	464	利益剰余金	3.0	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	155,895	—	—	155,895	
種類株式	—	—	—	—	
合計	155,895	—	—	155,895	
自己株式					
普通株式	1,434	68	19	1,483	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,434	68	19	1,483	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	387	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	種類株式	—	—	—	—
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	387	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	種類株式	—	—	—	—

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	697	その他 利益剰余金	4.5	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(注) 1株当たりの金額4.5円のうち、2円は統合30周年記念配当であります。

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成18年9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 46,774百万円 定期預け金 △431百万円 その他 △2,660百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 43,682百万円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <p>現金預け金勘定 49,271百万円 定期預け金 △815百万円 その他 △14,653百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 33,803百万円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <p>現金預け金勘定 32,625百万円 定期預け金 △345百万円 その他 △3,680百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 28,599百万円</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <p>動産 3,771百万円 その他 2,731百万円 合計 6,502百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 2,340百万円 その他 1,582百万円 合計 3,922百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 1,431百万円 その他 1,148百万円 合計 2,580百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <p>1年内 915百万円 1年超 1,850百万円 合計 2,766百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <p>支払リース料 591百万円 減価償却費相当額 512百万円 支払利息相当額 60百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <p>動産 3,150百万円 その他 2,548百万円 合計 5,699百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 2,243百万円 その他 1,739百万円 合計 3,982百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>動産 907百万円 その他 809百万円 合計 1,717百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <p>1年内 797百万円 1年超 1,068百万円 合計 1,865百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <p>支払リース料 478百万円 減価償却費相当額 418百万円 支払利息相当額 40百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <p>動産 3,315百万円 その他 2,584百万円 合計 5,899百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 2,165百万円 その他 1,606百万円 合計 3,771百万円</p> <p>年度末残高相当額</p> <p>動産 1,149百万円 その他 978百万円 合計 2,128百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <p>1年内 869百万円 1年超 1,426百万円 合計 2,295百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <p>支払リース料 1,116百万円 減価償却費相当額 970百万円 支払利息相当額 108百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>

(注) 「その他」は、主としてシステム関連にかかる取引であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	27,544	40,080	12,535
債券	364,037	360,660	△ 3,377
国債	173,273	170,596	△ 2,677
地方債	72,271	72,257	△ 13
社債	118,492	117,807	△ 685
その他	34,338	35,645	1,307
合計	425,920	436,386	10,465

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものの減損処理額は、357百万円(株式)であります。

また、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、中間決算日における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、下落率30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	4,170
その他社債券	579
その他有価証券	
非上場株式	3,129
非上場外国証券	208
貸付債権信託受益権	2,793
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	500
子会社及び関連会社株式	
関連会社株式	19

II 当中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	22,400	29,551	7,150
債券	439,615	437,222	△ 2,393
国債	240,657	238,751	△ 1,905
地方債	79,370	79,139	△ 231
短期社債	14,996	14,989	△ 6
社債	104,591	104,342	△ 249
その他	20,630	19,618	△ 1,011
合計	482,647	486,392	3,745

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて42百万円(うち株式42百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,870
その他有価証券	
非上場株式	2,874
非上場外国証券	214
貸付債権信託受益権	7,640
投資事業有限責任組合に類するものの出資持分	714

Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	220	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	26,791	40,288	13,497	13,668	170
債券	428,481	425,745	△ 2,735	537	3,273
国債	257,425	255,188	△ 2,236	211	2,447
地方債	73,937	73,751	△ 185	165	351
社債	97,118	96,805	△ 313	160	473
その他	22,817	22,957	139	261	121
合計	478,089	488,991	10,901	14,467	3,565

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて493百万円(うち株式493百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格の一定水準以下で推移している銘柄

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	118,771	6,775	1,387

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,970
その他有価証券	
非上場株式	2,937
非上場外国証券	213
貸付債権信託受益権	3,435
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	656

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	165,054	110,609	113,583	40,467
国債	139,318	29,358	46,043	40,467
地方債	3,331	20,064	50,355	—
社債	22,403	61,186	17,184	—
その他	2,807	9,671	4,649	3,871
合計	167,861	120,281	118,233	44,338

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	20,011	6

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,492
その他有価証券	10,492
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,225
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,266
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	6,267

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を資本直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,777
その他有価証券	3,777
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,400
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,376
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	2,376

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を資本直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	10,932
その他有価証券	10,932
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,167
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,764
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	6,764

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を資本直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	139	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、下記記載から除いております。

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	264	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引に対する取り組み方針及び取引の内容・利用目的

当行は、有価証券等の価格リスクコントロール及び外貨建資産・負債に係る為替リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引のデリバティブ取引に取り組むこととしており、また、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、都度経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

このうち、当連結会計年度において取り組んだ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に内包されるリスクのうち、当行の財務状況に影響を与えるリスクとしては、主として市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利・為替等の相場変動によって損失を被るリスクであり、信用リスクとは、取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスクであります。

(3) 取引に係るリスク管理体制

当行では、デリバティブ取引のリスク管理のため、個別案件毎に経営陣の承認を得ることとして、厳格な取り組みを行っているほか、リスク統括部(ミドルオフィス)のモニタリングによる相互牽制体制の強化を図っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,209	—	△1	△1
	買建	89	—	0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は、銀行業以外に一部で信用保証業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	518.65	501.48	530.67
1株当たり中間(当期) 純利益	円	13.20	1.84	23.93

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益	百万円	2,038	285	3,695
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	2,038	285	3,695
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	154,447	154,751	154,435

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	80,099	85,665	81,941
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	—	8,003	—
(うち少数株主持分)	—	(8,003)	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万 円)	80,099	77,661	81,941
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(千株)	154,436	154,865	154,411

(重要な後発事象)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結子会社の譲渡並びに解散) 当行は、平成18年10月12日開催の取締役会において、当行の100%連結子会社である株式会社みちのく銀行(モスクワ)並びに北日本財務(香港)有限公司について、株式会社みちのく銀行(モスクワ)の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡、北日本財務(香港)有限公司の解散を決議いたしました。</p> <p>1. 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の譲渡 (1)株式譲渡の理由 みちのく銀行(モスクワ)は、国内金融機関として初のロシア進出を果たし、現地での業務を展開して参りましたが、ロシア経済の発展に伴い、海外大手金融機関の進出や地元金融機関の成長による競争激化に晒されており、こうした環境変化に対し、地域に密着した営業基盤を柱として「地域最優の銀行」を目指す当行といたしましては、人材や資金等の限りある経営資源を地元集中し、地域金融機関として地元中心の営業展開を図ることが最善と考え、今回の譲渡を決定したものです。</p> <p>(2)譲渡先 株式会社みずほコーポレート銀行</p> <p>(3)譲渡日 未定</p> <p>(4)当該子会社の概要 (平成17年12月31日現在)</p> <p>①商号 株式会社みちのく銀行 (モスクワ)</p> <p>②事業内容 銀行業</p> <p>③設立年月 平成11年4月</p> <p>④資本金 4,476百万円 (10億ルーブル)</p> <p>⑤発行済株式数 普通株式 10,000,000株 (議決権の所有割合 株式会社みちのく銀行 100%)</p> <p>⑥株主資本 5,053百万円</p> <p>⑦総資産 10,214百万円</p> <p>⑧従業員数 73名</p> <p>⑨経常収益 890百万円 (平成17年12月期)</p> <p>(5)譲渡する株式の数、譲渡金額及び譲渡後の議決権の所有割合</p> <p>①譲渡株数 10,000,000株</p> <p>②譲渡金額 未定</p> <p>③譲渡後の議決権の所有割合 -%</p>	<p>(自己株式の取得) 当行は、平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行なう理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>2. 取得に係る事項の内容</p> <p>(1)取得対象株式の種類 当行普通株式</p> <p>(2)取得しうる株式の総数 10,000,000株(上限とする) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.46%)</p> <p>(3)株式の取得価額の総額 35億円(上限とする)</p> <p>(4)取得期間 平成19年11月19日から平成19年12月21日まで</p> <p>3. 平成19年12月3日時点での取得状況 8,977,000株 2,983百万円</p>	<p>—</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(6)株式会社みずほコーポレート銀行との業務提携契約の締結 当該子会社の譲渡に伴い、今後の当行におけるロシア向けサービスを引き続き展開するため、譲渡先であるみずほコーポレート銀行と当行顧客向けのロシアにおける金融サービスや情報の提供を中心とした業務提携契約を締結することといたしました。</p> <p>(7)今後の見通し 一般の譲渡は、関係当局の認可を伴うことから、実現の時期はもとより、実現可否についても現時点では確定しておりません。</p> <p>2. 北日本財務（香港）有限公司の解散 (1)解散の理由 北日本財務（香港）有限公司は、有価証券投資を含む香港市場での資金取引業務及び香港、中国の金融、経済動向の調査・情報収集及び当行取引先への情報提供等支援業務を目的として業務を行って参りましたが、当初の設立目的を達成したことから、当該連結子会社を解散し、グループの人材や資金等の経営資源を地元集中するという海外戦略の見直しに伴い、解散を決定したものです。</p> <p>(2)解散日 平成19年3月期を予定しております。</p> <p>(3)当該子会社の概要 (平成17年12月31日現在)</p> <p>①商号 北日本財務（香港）有限公司</p> <p>②事業内容 銀行業</p> <p>③設立年月 平成5年9月</p> <p>④資本金 3,135百万円 (30百万米ドル)</p> <p>⑤発行済株式数 普通株式 30,000株 (議決権の所有割合 株式会社みちのく銀行 100%)</p> <p>⑥株主資本 4,648百万円</p> <p>⑦総資産 11,398百万円</p> <p>⑧従業員数 4名</p> <p>⑨経常収益 649百万円 (平成17年12月期)</p>		

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	47,472	2.48	46,214	2.44	32,701	1.75
コールローン		116,532	6.09	57,923	3.06	64,242	3.45
買入金銭債権		3,908	0.20	8,251	0.43	4,130	0.22
商品有価証券		151	0.00	271	0.01	220	0.01
金銭の信託		30,001	1.56	19,729	1.04	20,011	1.07
有価証券	※1, 8, 15	442,510	23.14	499,582	26.43	501,828	26.98
貸出金	※2, 3, 4, 5 6, 7, 9, 16	1,233,920	64.53	1,220,936	64.59	1,213,671	65.26
外国為替	※7	580	0.03	690	0.03	817	0.04
その他資産	※8	24,963	1.30	21,132	1.11	7,033	0.37
有形固定資産	※10, 11, 14	12,992	0.67	11,367	0.60	11,837	0.63
無形固定資産		1,479	0.07	1,389	0.07	1,484	0.07
繰延税金資産		17,322	0.90	19,400	1.02	17,099	0.91
支払承諾見返		16,698	0.87	15,127	0.80	15,675	0.84
貸倒引当金		△ 36,487	△ 1.90	△ 31,926	△ 1.68	△ 31,150	△ 1.67
資産の部合計		1,912,049	100.00	1,890,091	100.00	1,859,604	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,758,763	91.98	1,737,297	91.91	1,719,250	92.45
コールマネー		2,027	0.10	1,512	0.08	1,605	0.08
借入金	※12	10,500	0.54	14,800	0.78	6,500	0.34
外国為替		188	0.00	75	0.00	188	0.01
社債	※13	15,000	0.78	15,000	0.79	15,000	0.80
その他負債		18,535	0.96	13,292	0.70	4,104	0.22
子会社前受金		—	—	3,462	0.18	3,541	0.19
賞与引当金		1,196	0.06	1,275	0.06	1,209	0.06
退職給付引当金		9,707	0.50	9,950	0.52	9,917	0.53
役員退職慰労引当金		—	—	119	0.00	242	0.01
睡眠預金払戻引当金		—	—	358	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	1,264	0.06	984	0.05	1,078	0.05
支払承諾		16,698	0.87	15,127	0.80	15,675	0.84
負債の部合計		1,833,881	95.91	1,813,256	95.93	1,778,313	95.62
(純資産の部)							
資本金		24,167	1.26	24,167	1.27	24,167	1.29
資本剰余金		19,775	1.03	19,775	1.04	19,775	1.06
資本準備金		19,775		19,775		19,775	
利益剰余金		28,232	1.47	30,707	1.62	30,700	1.65
利益準備金		4,392		4,392		4,392	
その他利益剰余金		23,840		26,314		26,307	
別途積立金		21,410		23,910		21,410	
繰越利益剰余金		2,429		2,404		4,896	
自己株式		△ 598	△ 0.03	△ 623	△ 0.03	△ 607	△ 0.03
株主資本合計		71,577	3.74	74,027	3.91	74,036	3.98
その他有価証券評価差額金		6,197	0.32	2,366	0.12	6,753	0.36
土地再評価差額金	※14	393	0.02	440	0.02	501	0.02
評価・換算差額等合計		6,590	0.34	2,807	0.14	7,254	0.39
純資産の部合計		78,167	4.08	76,834	4.06	81,291	4.37
負債及び純資産の部合計		1,912,049	100.00	1,890,091	100.00	1,859,604	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,461	100.00	24,773	100.00	50,507	100.00
資金運用収益		17,351		17,831		36,215	
(うち貸出金利息)		(14,161)		(14,762)		(28,769)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,007)		(2,770)		(7,012)	
役務取引等収益		2,979		2,963		5,990	
その他業務収益		553		169		2,710	
その他経常収益		2,578		3,808		5,590	
経常費用		21,329	90.91	22,067	89.07	44,810	88.72
資金調達費用		944		2,498		2,679	
(うち預金利息)		(638)		(2,242)		(2,072)	
役務取引等費用		1,952		2,237		4,216	
その他業務費用		273		186		1,384	
営業経費	※1	13,683		13,456		27,387	
その他経常費用	※2	4,476		3,688		9,142	
経常利益		2,132	9.08	2,705	10.91	5,696	11.27
特別利益		61	0.26	201	0.81	405	0.80
特別損失	※3,4	567	2.41	1,872	7.55	1,410	2.79
税引前中間(当期)純利益		1,626	6.93	1,035	4.17	4,691	9.28
法人税、住民税及び事業税		17	0.07	17	0.06	37	0.07
法人税等調整額		△238	△1.01	372	1.50	△158	△0.31
中間(当期)純利益		1,847	7.87	645	2.60	4,813	9.52

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越 利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	36,410	△ 14,040	26,763	△ 588	70,117	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△ 387	△ 387		△ 387	
別途積立金の取崩(注)					△ 15,000	15,000	—		—	
中間純利益						1,847	1,847		1,847	
自己株式の取得								△ 16	△ 16	
自己株式の処分							△ 1	△ 1	6	4
土地再評価差額金の取崩							10	10		10
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	△ 15,000	16,469	1,469	△ 10	1,459	
平成18年9月30日残高 (百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	21,410	2,429	28,232	△ 598	71,577	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	7,571	403	7,975	78,093
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△ 387
別途積立金の取崩(注)				—
中間純利益				1,847
自己株式の取得				△ 16
自己株式の処分				4
土地再評価差額金の取崩		△ 10	△ 10	—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△ 1,374		△ 1,374	△ 1,374
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△ 1,374	△ 10	△ 1,384	74
平成18年9月30日残高 (百万円)	6,197	393	6,590	78,167

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金					
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金					
平成19年3月31日残高 (百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	21,410	4,896	30,700	△ 607	74,036	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△ 697	△ 697		△ 697	
別途積立金の積立					2,500	△ 2,500	—		—	
中間純利益						645	645		645	
自己株式の取得								△ 20	△ 20	
自己株式の処分						△ 1	△ 1	4	3	
土地再評価差額金の取崩						60	60		60	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	2,500	△ 2,492	7	△ 15	△ 8	
平成19年9月30日残高 (百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	23,910	2,404	30,707	△ 623	74,027	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	6,753	501	7,254	81,291
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△ 697
別途積立金の積立				—
中間純利益				645
自己株式の取得				△ 20
自己株式の処分				3
土地再評価差額金の取崩		△ 60	△ 60	—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△ 4,387		△ 4,387	△ 4,387
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△ 4,387	△ 60	△ 4,447	△ 4,456
平成19年9月30日残高 (百万円)	2,366	440	△ 2,807	76,834

(注)平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	36,410	△ 14,040	26,763	△ 588	70,117
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)						△ 387	△ 387		△ 387
剰余金の配当						△ 387	△ 387		△ 387
別途積立金の取崩(注)					△ 15,000	15,000	—		—
当期純利益						4,813	4,813		4,813
自己株式の取得								△ 31	△ 31
自己株式の処分						△ 3	△ 3	12	8
土地再評価差額金の取崩						△ 97	△ 97		△ 97
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△ 15,000	18,937	3,937	△ 18	3,918
平成19年3月31日残高(百万円)	24,167	19,775	19,775	4,392	21,410	4,896	30,700	△ 607	74,036

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,571	403	7,975	78,093
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△ 387
剰余金の配当				△ 387
別途積立金の取崩(注)				△ 387
当期純利益				4,813
自己株式の取得				△ 31
自己株式の処分				8
土地再評価差額金の取崩		97	97	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 817		△ 817	△ 817
事業年度中の変動額合計(百万円)	△ 817	97	△ 720	3,198
平成19年3月31日残高(百万円)	6,753	501	7,254	81,291

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,162百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,132百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,752百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用としておりましたが、前事業年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>したがって、前中間会計期間は従来の方によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は30百万円、税引前中間純利益は212百万円それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当事業年度から、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、当事業年度の期首に計上すべき過年度相当額182百万円については特別損失に計上し、当事業年度の発生額59百万円は営業経費に計上しております。その結果、従来の方と比較して、経常利益は59百万円減少し、税引前当期純利益は242百万円減少しております。</p> <p>なお、「役員賞与に関する会計基準」及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」が当中間期は従来の方によっております。従って、当中間期は変更後の方法によった場合に比べ経常利益は30百万円、税引前中間純利益は212百万円多く計上されております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金（以下「睡眠預金」という。）について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>睡眠預金払戻は、従来支出時の費用として計上していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、過去の一定期間の払戻実績率に基づく将来の払戻損失見込額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更により、当中間会計期間の期首に計上すべき244百万円については特別損失に計上しております。その結果、従来の方法と比較してその他経常費用は114百万円、特別損失は244百万円それぞれ増加し、経常利益は114百万円、税引前中間純利益は358百万円それぞれ減少しております。</p>	
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は78,167百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間末における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は81,291百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(睡眠預金の利益計上基準)</p> <p>一定期間取引が無い預金(以下「睡眠預金」という。)については、負債計上を中止し、当期の利益として計上しております。利益計上につきましては、従来、10年間取引が無い睡眠預金を対象としておりましたが、当中間会計期間より預金口座の不正利用防止及びシステム負荷の軽減等のため、流動性預金に関しては5年間取引が無い睡眠預金を対象とすることに変更しております。</p> <p>この変更により、従来の方法に比べ、その他経常収益及び税引前中間純利益は334百万円増加しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 8,322百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,291百万円、延滞債権額は66,438百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は73百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,474百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 10,579百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,311百万円、延滞債権額は61,393百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,821百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 10,322百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,901百万円、延滞債権額は62,989百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,701百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,277百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,526百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,592百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>																		
	<p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、18,926百万円であります。</p>																			
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,796百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,573百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,408百万円であります。</p>																		
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,249百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,216百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,092百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、578百万円であります。</p>	有価証券	1,249百万円	現金	31百万円	預金	1,216百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,172百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>32百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,508百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券78,903百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、492百万円であります。</p>	有価証券	1,172百万円	現金	32百万円	預金	1,508百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,172百万円</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,184百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券79,244百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は567百万円であります。</p>	有価証券	1,172百万円	現金	31百万円	預金	1,184百万円
有価証券	1,249百万円																			
現金	31百万円																			
預金	1,216百万円																			
有価証券	1,172百万円																			
現金	32百万円																			
預金	1,508百万円																			
有価証券	1,172百万円																			
現金	31百万円																			
預金	1,184百万円																			

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,297百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が220,297百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 13,473百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,251百万円</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,500百万円であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、221,445百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が215,922百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 13,294百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,236百万円</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,800百万円であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、253,053百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が250,457百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 13,238百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 2,250百万円</p> <p>※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円であります。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額</p> <p style="text-align: right;">2,124百万円</p>
<p>※16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 42百万円</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,870百万円であります。</p> <p>※16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 32百万円</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,970百万円であります。</p> <p>※16 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 33百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 371百万円 無形固定資産 206百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却847百万円、貸倒引当金繰入額1,075百万円及び株式等償却1,968百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 351百万円 無形固定資産 235百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却314百万円、貸倒引当金繰入額2,177百万円及び株式等償却121百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、「財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」への出捐1,011百万円、睡眠預金払戻引当金繰入額244百万円及びリース資産解約費用218百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 770百万円 無形固定資産 419百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、債権売却損3,747百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額であります。</p> <p>※4 当期において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額</p>

該減少額541百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
青森県内	営業用店舗 13か所	土地建物	290百万円
青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円
—	遊休資産	土地建物動産	250百万円

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は第三者による不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

該減少額273百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
青森県内	営業用店舗 11か所	土地建物	205百万円
青森県外	営業用店舗 4か所	土地建物	63百万円
—	遊休資産	土地建物動産	5百万円

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性の強い営業店についても同一のグループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

1,023百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
青森県内	営業用店舗 15か所	土地建物	364百万円
青森県外	営業用店舗 1か所	土地建物	0百万円
—	遊休資産	土地建物動産	658百万円

営業用店舗については、原則個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしている)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	908	33	9	932	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	908	33	9	932	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	958	54	7	1,004	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	958	54	7	1,004	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	908	68	19	958	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	908	68	19	958	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び単元未満株式の買増による減少によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,769百万円	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 3,146百万円	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額 取得価額相当額 動産 3,313百万円

その他	2,723百万円	その他	2,540百万円	その他	2,576百万円
合計	6,493百万円	合計	5,686百万円	合計	5,890百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	2,338百万円	動産	2,241百万円	動産	2,164百万円
その他	1,577百万円	その他	1,732百万円	その他	1,600百万円
合計	3,916百万円	合計	3,973百万円	合計	3,764百万円
中間会計期間末残高相当額		中間会計期間末残高相当額		期末残高相当額	
動産	1,431百万円	動産	905百万円	動産	1,149百万円
その他	1,146百万円	その他	807百万円	その他	976百万円
合計	2,577百万円	合計	1,713百万円	合計	2,125百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額		・未経過リース料中間会計期間末残高相当額		・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	913百万円	1年内	795百万円	1年内	867百万円
1年超	1,849百万円	1年超	1,066百万円	1年超	1,425百万円
合計	2,762百万円	合計	1,861百万円	合計	2,293百万円
・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	590百万円	支払リース料	477百万円	支払リース料	1,114百万円
減価償却費相当額	511百万円	減価償却費相当額	417百万円	減価償却費相当額	968百万円
支払利息相当額	59百万円	支払利息相当額	40百万円	支払利息相当額	108百万円
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(注) 「その他」は、主としてシステム関連にかかる取引であります。

[次へ](#)

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結子会社の譲渡並びに解散) 当行は、平成18年10月12日開催の取締役会において、当行の100%連結子会社である株式会社みちのく銀行(モスクワ)並びに北日本財務(香港)有限公司について、株式会社みちのく銀行(モスクワ)の株式会社みずほコーポレート銀行への譲渡、北日本財務(香港)有限公司の解散を決議いたしました。</p> <p>1. 株式会社みちのく銀行(モスクワ)の譲渡</p> <p>(1) 株式譲渡の理由 みちのく銀行(モスクワ)は、国内金融機関として初のロシア進出を果たし、現地での業務を展開して参りましたが、ロシア経済の発展に伴い、海外大手金融機関の進出や地元金融機関の成長による競争激化に晒されており、こうした環境変化に対し、地域に密着した営業基盤を柱として「地域最優の銀行」を目指す当行といたしましては、人材や資金等の限りある経営資源を地元集中し、地域金融機関として地元中心の営業展開を図ることが最善と考え、今回の譲渡を決定したものです。</p> <p>(2) 譲渡先 株式会社みずほコーポレート銀行</p> <p>(3) 譲渡日 未定</p> <p>(4) 当該子会社の概要 (平成17年12月31日現在)</p> <p>① 商号 株式会社みちのく銀行 (モスクワ)</p> <p>② 事業内容 銀行業</p> <p>③ 設立年月 平成11年4月</p> <p>④ 資本金 4,476百万円 (10億ルーブル)</p> <p>⑤ 発行済株式数 普通株式 10,000,000株 (議決権の所有割合 株式会社みちのく銀行 100%)</p> <p>⑥ 株主資本 5,053百万円</p> <p>⑦ 総資産 10,214百万円</p> <p>⑧ 従業員数 73名</p> <p>⑨ 経常収益 890百万円 (平成17年12月期)</p> <p>(5) 譲渡する株式の数、譲渡金額及び譲渡後の議決権の所有割合</p> <p>① 譲渡株数 10,000,000株</p> <p>② 譲渡金額 未定</p> <p>③ 譲渡後の議決権の所有割合 ー%</p>	<p>(自己株式の取得) 当行は、平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行なう理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>2. 取得に係る事項の内容</p> <p>(1) 取得対象株式の種類 当行普通株式</p> <p>(2) 取得しうる株式の総数 10,000,000株(上限とする) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.46%)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 35億円(上限とする)</p> <p>(4) 取得期間 平成19年11月19日から 平成19年12月21日まで</p> <p>3. 平成19年12月3日時点での取得状況 8,977,000株 2,983百万円</p>	<p>ー</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(6)株式会社みずほコーポレート銀行との業務提携契約の締結</p> <p>当該子会社の譲渡に伴い、今後の当行におけるロシア向けサービスを引き続き展開するため、譲渡先であるみずほコーポレート銀行と当行顧客向けのロシアにおける金融サービスや情報の提供を中心とした業務提携契約を締結することといたしました。</p> <p>(7)今後の見通し</p> <p>一般の譲渡は、関係当局の認可を伴うことから、実現の時期はもとより、実現可否についても現時点では確定しておりません。</p> <p>2. 北日本財務（香港）有限公司の解散</p> <p>(1)解散の理由</p> <p>北日本財務（香港）有限公司は、有価証券投資を含む香港市場での資金取引業務及び香港、中国の金融、経済動向の調査・情報収集及び当行取引先への情報提供等支援業務を目的として業務を行って参りましたが、当初の設立目的を達成したことから、当該連結子会社を解散し、グループの人材や資金等の経営資源を地元集中するという海外戦略の見直しに伴い、解散を決定したものです。</p> <p>(2)解散日</p> <p>平成19年3月期を予定しております。</p> <p>(3)当該子会社の概要 (平成17年12月31日現在)</p> <p>①商号 北日本財務（香港）有限公司</p> <p>②事業内容 銀行業</p> <p>③設立年月 平成5年9月</p> <p>④資本金 3,135百万円 (30百万米ドル)</p> <p>⑤発行済株式数 普通株式 30,000株 (議決権の所有割合 株式会社みちのく銀行 100%)</p> <p>⑥株主資本 4,648百万円</p> <p>⑦総資産 11,398百万円</p> <p>⑧従業員数 4名</p> <p>⑨経常収益 649百万円 (平成17年12月期)</p>		

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月16日開催の取締役会において、第36期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- ・ 中間配当金額 464百万円
- ・ 1株当たりの中間配当金 3円00銭
- ・ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月10日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第34期) | 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日 | 平成19年4月13日
関東財務局長へ提出 |
| (2) 半期報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第35期中) | 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日 | 平成19年4月13日
関東財務局長へ提出 |
| (3) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第35期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日
関東財務局長へ提出 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第3号の規定による | | 平成19年9月27日
関東財務局長へ提出 |
| (5) 発行登録書
及びその添付書類 | | | 平成19年11月26日
関東財務局長へ提出 |
| (6) 自己株券買付状況報
告書 | 報告期間 | 自 平成19年11月1日
至 平成19年11月30日 | 平成19年12月12日
関東財務局長へ提出 |
| (7) 訂正発行登録書 | 平成17年11月17日に提出した発行登
録書にかかる訂正発行登録書 | | 平成19年6月27日
関東財務局長へ提出 |
| (8) 訂正発行登録書 | 平成17年11月17日に提出した発行登
録書にかかる訂正発行登録書 | | 平成19年9月27日
関東財務局長へ提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社みちのく銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	東	勝	次	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌	田	直	善
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	内	正	彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社みちのく銀行（モスクワ）の譲渡、並びに連結子会社である北日本財務（香港）有限公司の解散を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社みちのく銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、睡眠預金払戻について、支出時の費用として計上する方法から、過去の一定期間の払戻実績率に基づく将来の払戻損失見込額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当中間連結会計期間末日後に会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に関する事項を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社みちのく銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	東	勝	次
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌	田	直 善
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	内	正 彦

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年10月12日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社みちのく銀行（モスクワ）の譲渡、並びに連結子会社である北日本財務（香港）有限公司の解散を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社 みちのく銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 正 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、睡眠預金払戻について、支出時の費用として計上する方法から、過去の一定期間の払戻実績率に基づく将来の払戻損失見込額を見積もり、睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当中間会計期間末日後に会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得に関する事項を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。